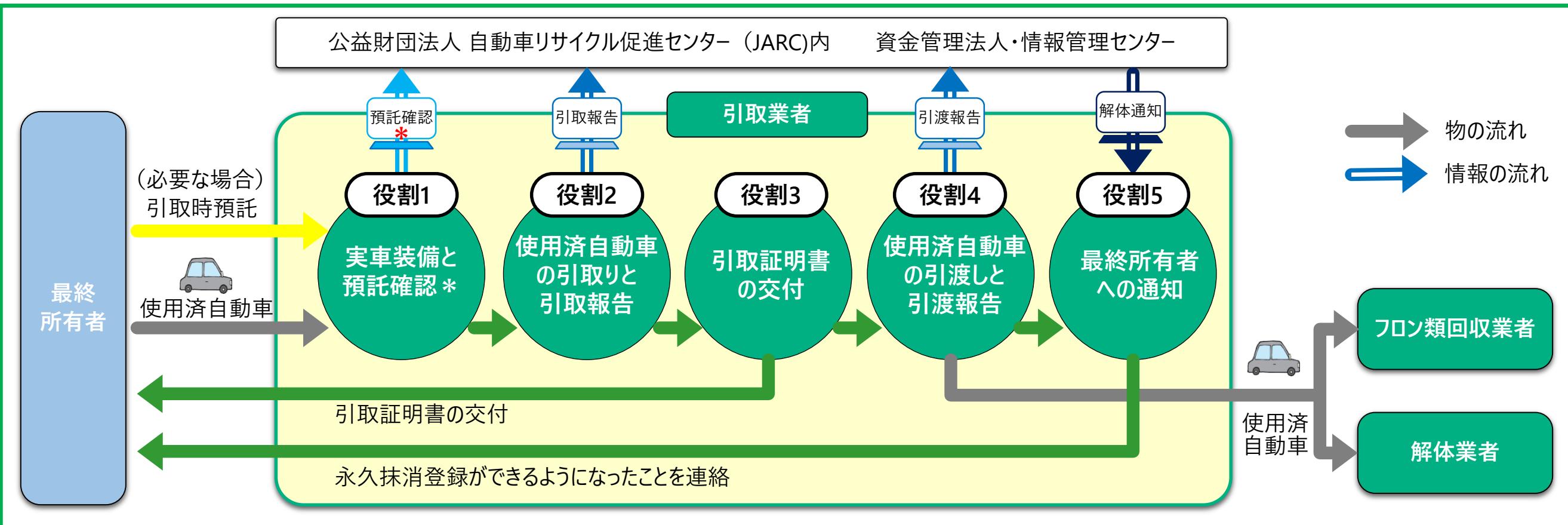


このガイドは、引取業者の処理・実務の流れに沿って、必要な情報（5つの役割）をまとめたものです。各項目に表示した二次元コードから詳しい説明を見ることができます。

自動車リサイクル 引取業者の役割

- ◆ 使用済自動車は、自動車リサイクル法を守って取り扱う必要があります。
自動車リサイクル法に違反すると、懲役や罰金などの罰則があります。〔法第8章〕
- ◆ 引き取った使用済自動車を中古車として転売してはいけません。
引取業者は、中古車・使用済自動車のどちらで引き取るか、所有者の意思を確認したうえで判断する必要があります。
- ◆ 使用済自動車を引き取るためには、自治体に引取業の登録が必要です。〔法第3章第1節〕



[引取時に注意すること](#)



[移動報告の方法を知りたい](#)



[わからないことを調べたい](#)



[車が自動車リサイクル法の対象かどうかを知りたい](#)



〔法第9条〕
* 使用済自動車のリサイクル料金が
預託されていない場合は、
リサイクル料金を預託する必要があります。



自動車リサイクル 引取業者の実務 (推奨手順)

使用済自動車を引き取る時

役割1 [法第9条]

1. **実車**で車台番号とフロン類・エアバッグ類の装備を確認する。

車台番号の確認



2. 預託確認をする。
*リサイクル料金が預託されていないときは預託が必要

役割2 [法第9条、法第81条第1項]

3. 使用済自動車を引き取る。
4. 引取報告をする。
(引き取った日から3日以内)

役割3 [法第80条]

5. 引取証明書を交付する。



預託確認～引取報告
システム操作の流れ

*使用済自動車か中古車かを判断



査定



最終所有者



装備確認 (フロン類)

説明を読む

動画を見る



装備確認 (エアバッグ類)

説明を読む

動画を見る



*役割2から役割4までは**30日以内に実施** [施行規則第106条第1項]

役割5

8. 引取業者は、使用済自動車が解体されたことを確認する。



解体通知の確認



9. 引取業者から最終所有者に、永久抹消登録等ができるようになったことを連絡する。〔道路運送車両法〕

[法第10条第3項、法第81条第2項]

役割4

6. 使用済自動車を次工程に引き渡す。
・フロン類装備**あり**→フロン類回収業者
・フロン類装備**なし**→解体業者
7. 移動報告担当者は、使用済自動車の引渡報告をする。
(引き渡した日から3日以内)



装備確認・修正

